

## 「若者応援宣言企業」の宣言方法について

### ■ 「若者応援宣言企業」の宣言手続き（流れ）について

#### STEP 1

ハローワークまたは職業紹介機関等に若者を対象とする正社員求人の申込をしているか、自社にて募集していること（※）が必要です。

※学校卒業見込者対象（大卒等の場合は卒業後3年以内の応募可能なもの）または、35歳未満の若者を対象とし、かつ、職務経験を条件としていない求人や募集

正社員とは、①直接雇用、②雇用期間の定めなし、③フルタイム、④社内の他の雇用形態の労働者（役員除く）よりも高い責任を負う雇用形態が基本ですが、短時間正社員も対象となります。

また、正社員であっても、派遣業務（常用品派遣を含む）や請負業務に従事する者は対象外となり、宣言基準を満たしたことになりませんのでご注意ください。

#### STEP 2

宣言基準をご確認ください

若者応援宣言企業の宣言基準を満たしているかご確認ください。宣言基準の内容については宣言書をご覧ください。

#### STEP 3

申請書類を管轄ハローワークへご提出ください。

宣言書に必要事項をご記入いただくとともに、以下の書類をご用意下さい。提出方法については、管轄ハローワークにご相談下さい。

##### 【提出書類】

- 宣言書
- 現在募集中の求人票の写し（自社募集の場合はその事実を確認できる書類）
- 企業情報報告書（写真は3枚まで添付可能【JPEG形式】）

#### STEP 4

完了

ポータルサイトにて事業所PRシートを公開し、求人票に「若者応援宣言企業」と記載します。

なお、大学等求人を提出された場合につきましては、「大卒等就職情報WEB提供サービス」(<http://job.gakusei.go.jp/>)にも企業情報を登録するようお願いいたします。

# 「若者応援宣言企業」になる方法について

## ■ 「若者応援宣言企業」の宣言に係る留意事項

### 1 「若者応援宣言企業」の宣言期間

若者応援宣言企業となった後、求人が充足等により取り消された場合であっても、原則、若者応援宣言企業になった年度の末日（3月末）までの間「若者応援宣言企業」の名称を使用することができます。

なお、翌年度も引き続き宣言される場合は、再度、求人を提出していただき、宣言基準を満たす必要があります。

### 2 新たに求人を提出いただく場合

若者応援宣言企業の宣言後、別の職種等により追加で求人を提出する場合は、宣言書や、企業情報報告書等の提出は必要ありません。

### 3 「若者応援宣言企業」の取消を行う場合

若者応援宣言企業となった後、宣言基準を満たさないことが確認された場合は、宣言を取り消しますので、ご了承願います。